

○腰痛の公務上外の認定について

〔 昭和52年2月14日地基補第67号 〕
各支部長あて 理事長

第1次改正 昭和52年6月14日地基企第36号

第2次改正 昭和53年11月1日地基補第587号

第3次改正 平成4年9月1日地基補第168号

第4次改正 平成15年9月24日地基補第154号

第5次改正 平成16年4月19日地基補第104号

第6次改正 平成17年6月1日地基補第164号

標記の件については、今後、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号。以下「認定基準」という。）によるほか、下記により取り扱われたい。

なお、下記によるも認定が困難なものについては、「支部長から理事長に協議すべき事項の指定について」（昭和42年12月1日地基第5号）のその取扱いが困難であると支部長の認めた公務災害の認定、通勤災害の認定、障害等級の決定、傷病等級の決定、特殊公務に従事する職員の特例、休業補償等の制限等の事項により協議されたい。

また、これに伴い、「腰痛の公務上外等の取扱いについて」（昭和43年5月1日地基補第142号）は、廃止するので了知されたい。（第1次改正・一部、第3次改正・一部、第4次改正・一部、第6次改正・一部）

記

1 災害性の原因による腰痛

公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。以下同じ。）に起因にして発症した腰痛で、次の(1)及び(2)掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、医学上療養を必要とするものは、認定基準の記の2の(1)に該当する疾病として取り扱う。（第5次改正・一部）

- (1) 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること。
- (2) 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

2 災害性の原因によらない腰痛

- (1) 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3月から数年以内をいう。）従事する職員に発症した腰痛で、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものは、地方公務員災害補償法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第1第3号の2に該当する疾病

として取り扱う。（第2次改正・一部、第4次改正・一部）

- ア 重量物（おおむね20kg以上のものをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
 - イ 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
 - ウ 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務
 - エ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務
- (2) 重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又はおおむね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいう。）又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務をいう。）に相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもので、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものは、施行規則別表第1第3号の2に該当する疾病として取り扱う。（第2次改正・一部、第4次改正・一部）